

議案第23号

宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 本市の公益通報の状況及び公益通報があった際の処理の流れ

1 本市の公益通報の状況

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	合計
通報 件数	1件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	5件

※R3は上半期までの状況

※公益通報があった職場や職員が特定される可能性があるため、通報件数のみを公表

2 公益通報があった際の処理の流れ

- (1) 職員等から外部相談員（弁護士）又は内部相談員（総務課長）に公益通報が行われる。
- (2) 外部相談員が公益通報に関して基礎的な調査を実施し、調査結果報告書を作成する。
- (3) 外部相談員が調査結果報告書を公正職務審査会（弁護士3名で構成）に提出する。
- (4) 公正職務審査会が調査結果報告書を基に調査を実施する。なお、公益通報があった職場や職員が特定される可能性があるため、審査事項が公益通報者保護制度に関する事項であるときは、条例で公正職務審査会の会議は非公開としている。
- (5) 公正職務審査会の調査の結果、法令等に違反する行為の事実があると認めるときは、是正措置を講じるよう市の執行機関に通知をするとともに、公益通報者に当該通知の内容を通知する。

また、公正職務審査会の調査の結果、法令等に違反する行為の事実があると認められないときは、その旨を公益通報者に通知する。

※公益通報者保護制度を適正に運用するため、公益通報があった時は、外部相談員が基礎的な調査を実施し調査結果報告書を作成し、公正職務審査会が調査結果報告書を基に調査を実施している。